

○笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱

平成30年3月26日

告示第30号

改正 平成31年3月8日告示第54号

令和3年2月5日告示第13号

令和4年3月31日告示第126号

令和5年3月27日告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の推進に資するため、新たに住宅の取得を行う子育て世帯に対し、予算の範囲内において笛吹市子育て世帯住宅取得補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 10年以上住むことを前提に市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に登録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 市内に建築された一戸建てであり、台所、便所、浴室及び居室を有し、自己の居住の用に供する建造物をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするものを除く。
- (3) 新築住宅 自らの居住に用いるために新たに建築された住宅をいう。
- (4) 建売住宅 販売を目的に新たに建築された住宅をいう。
- (5) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (6) 子育て世帯 次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 中学生以下の子と同居している世帯
 - イ 本人又は同居する配偶者が妊娠中の世帯
- (7) 取得 自らの居住の用に供するために住宅を新築又は購入することをいい、贈与又は相続によるものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、申請日において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する子育て世帯又は市内に定住する意思をもって転入する予定である子育て世帯

- (2) 申請する住宅に定住又は10年以上継続して居住することを予定している世帯
 - (3) 申請する住宅の属する地域の行政区に加入し、又は加入することを予定している世帯
 - (4) 市税及び市債務を滞納していない世帯。この場合において、転入者にあつては、転入前の住居地において市区町村税を滞納していない世帯とする。
 - (5) 補助対象者及びその世帯員が笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(専ら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業者でないこと。
 - (7) 法令等に違反する活動や事業及びそのおそれのある活動を行う者でないこと。
 - (8) 公序良俗に反する活動及びそのおそれのある活動を行う者でないこと。
- (交付対象住宅等)

第4条 補助金の交付対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、市内に建築された住宅で、次に掲げる全てに該当する住宅とする。ただし、国又は地方公共団体等から補償を受けて、新築、購入する住宅は除くものとする。

- (1) 不動産登記において、補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であつて補助対象者が持分を有する住宅
 - (2) 居住用部分の延べ床面積が50平方メートル以上である住宅
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、新築住宅は30万円、中古住宅は25万円とする。

2 補助金の交付は、同一世帯・住宅に対し、1回に限るものとする。

3 市は、毎年度の財政状況を考慮し、事業の目的達成のため、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業計画書)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、子育て世帯住宅取得補助金に係る事業計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 図面(住宅位置図、配置図、各階平面図及び立面図)
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 契約金額の内訳が分かるもの

- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し(新築住宅、建売住宅に限る。)
 - (5) 世帯全員の住民票の写し(市内に住所を有しない者に限る。)
 - (6) 母子健康手帳の写し等、妊娠が確認できるもの(妊娠中の者がいる場合に限る。)
 - (7) 世帯全員(18歳以上の者に限る。)の市区町村税の滞納がないことを証明する書類(市内に住所を有しない者に限る。)
 - (8) 定住誓約書兼行政区加入誓約書(様式第2号)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する計画書の提出は、次に掲げる期限内に提出しなければならない。
- (1) 新築住宅 工事請負契約締結後1年以内
 - (2) 建売住宅及び中古住宅 売買契約締結後1年以内
(計画承認)

第7条 市長は、前条の規定により計画書の提出があつたときは、関係書類等を審査し、補助対象として適当と認めたときは、子育て世帯住宅取得補助金事業承認書(様式第3号。以下「承認書」という。)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認書に、次に掲げる条件を付すことができる。
- (1) 補助金交付後10年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。
 - (2) 交付対象住宅の完成又は購入後3月以内に当該住宅へ居住すること。
 - (3) 補助金交付後10年以内に笛吹市外へ転出しないこと。
 - (4) 当該住宅のある行政区に加入し、当該行政区の定めに従うこと。
 - (5) 交付対象住宅取得後3月以内に補助金交付申請を行うこと。
 - (6) その他市長が必要と認める事項
(変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により事業計画の承認を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、子育て世帯住宅取得補助金事業計画変更(中止・廃止)書(様式第4号。以下「変更書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により変更書の提出があつたときは、速やかに承認の可

否を決定し、子育て世帯住宅取得補助金事業変更承認書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付申請)

第9条 補助事業者は、交付対象住宅を取得したときは、取得後3月以内(期間の末日が笛吹市の休日を定める条例(平成16年条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その前日とする。)に、子育て世帯住宅取得補助金交付申請書(様式第6号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 交付対象住宅の土地及び建物の表示に関する不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条の規定による登記事項証明書
- (3) 写真(着工前、工事中及び完成)
- (4) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(新築住宅、建売住宅において、建築基準法第6条第1項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定し、子育て世帯住宅取得補助金交付決定通知書(様式第7号。以下「交付決定通知書」という。)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定通知書に、第7条第2項に規定する条件を付すことができる。

3 第1項の規定による交付決定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに子育て世帯住宅取得補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 補助事業者が、第7条第2項に規定する条件に違反したとき又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合は、子育て世帯住宅取得補助金返還命令書(様式第9号)により補助事業者へ通知し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(住宅の管理)

第12条 当該補助事業により取得した住宅は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して現地調査等を行わせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成31年3月8日告示第54号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月5日告示第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第54号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に取得した住宅について適用し、同日前に取得した住宅については、なお従前の例による。